重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定通所リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定通所リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	碓井クリニック
代表者氏名	本田祐士
	東京都北区滝野川 7-17-8 03-3949-8000
法人設立年月日	2023 年 4 月 1 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	碓井クリニック
介護保険指定事業所番号	(指定事業所番号)
事業所所在地	東京都北区滝野川 7-17-8
連 絡 先相談担当者名	03-3949-8000 金指佳希
利 用 定 員	10 名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	地域住民の生活の充実と健康増進
運営の方針	リハビリテーションを通じた地域住民の生活の質の向上を行う。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間およびサービス提供時間

営	業	日	月~水、金土
営	業時	間	9:30~17:30
サー	-ビス提供	共日	月、火、水、金
サー	-ビス提供師	寺間	14:00~16:00~18:00

(4) 事業所の職員体制

管理者	(氏名)本田祐士

職	職務内容	人員数
管理者 (又は管理者代行)	1 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名
専任医師	1 利用者に対する医学的な管理指導等を行います。2 それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載します。	常勤1名
理学療法士、作業療法士若 しくは言語聴覚士(以下「理 学療法士等」という。) 又は 看護師若しくは准看護師 (以下「看護職員」という。) 若しくは介護職員	 1 医師及び理学療法士、作業療法士その他の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 2 利用者へ通所リハビリテーション計画を交付します。 3 通所リハビリテーション計画に基づき、必要な理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション計画に基づき、必要な理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション及び介護ならびに日常生活上の世話を行います。 4 指定通所リハビリテーションの実施状況の把握及び通所リハビリテーション計画の変更を行います。 	常 勤 5名 非常勤 名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 5名 非常勤 3名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区	区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容				
通所リハビリテーション 計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に 基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じ て具体的なサービス内容を定めた通所リハビリテーション計画を作成します。				
利用者居宅への送迎		事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車い す又は歩行介助により送迎を行うことがあります。				
	移動·移乗介 助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。				
	日常生活動作 を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。				
リハビリテ ーション	レクリエーションを通じた 訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。				
	器具等を使用 した訓練	利用者の能力に応じて、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)又は看護師若しくは准看護師が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。				
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。				

特別なサービス (利用者に対する アセスメントの結 果、必要と認められ	リシメ (て員り ビマント 則用象) リション原、がす。) リションによると リカションによると リカションによると リカションによると リカションによると リカションによると リカションによると リカションによると リカションによると リカションによると リカションによると リカションによると リカシのになると リカシのになる リカシのと リカシのになる リカシのになる リカシのによる リカシのになる リカシのと リカシのと リカシのと リカシのと リカシのと リカシのと リカシのと リカシのと リカシのと リカシのと リカシのと リカシのと リカシのと リカシのと リカシのと リカと リカシのと リカを リカと リカと リカと リカと リカと リカと リカと リカと リカと リカと	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成します。 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が指定通所リハビリテーションを行い、利用者の状態を定期的に記録します。 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直します。 指定居宅介護支援事業者を通じて、指定訪問介護事業その他の指定居宅サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達します。 医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、新規にリハビリテーション実施計画を作成した利用者に対して、利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行います。 医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリテーションを行います。 医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリテーションを行います。
果、必要と認められる場合に提供します。)	生活行為向上	医師または医師の指示を受けた理学療法士等が利用者宅を訪問し生活行為 に関する評価をおおむね 1 月に 1 回以上実施し、加齢などで活動能力が低下 した利用者に対して、活動能力が向上するよう目標を立て、実施計画に沿 ったリハビリテーションを行うことで生活活動能力が向上した場合を評価
		します。 「厚生労働省へ科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバック
	科学的介護	情報の活用など科学的介護を推進する取り組み行います。フィードバック情報に よるケアの実績を踏まえた、計画書等の内容の改善を検討する一案とします。
	口腔機能向上 注)1	口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対し、医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員等が口腔機能改善管理指導計画を作成し、医師若しくは歯科医師の指示を受けた言語聴覚士若しくは看護職員又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士がこれに基づく適切な口腔機能向上サービスの実施をし、定期的な評価等を行います。(原則として利用開始から3ヶ月以内まで。)

- 注)1 利用者の状態の評価の結果、継続的にサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上の効果が期待できると認められる場合は、引き続きサービスを受けることができます。
- (2) 通所リハビリテーション従業者の禁止行為

通所リハビリテーション従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、医師が行う場合を除くほか看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

提供時間帯		サービス提供区分	介護報酬額	ご利用者様負担額			
		り一ころ提供区方	J i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	1割	2割	3割	
1 時間以上 通 2 時間未満 党 規 模 型	要支援1	25, 174 円	2, 518 円	5, 035 円	7, 553 円		
		要支援 2	46, 930 円	4, 693 円	9, 386円	14, 079 円	
		要介護 1	4, 095 円	410 円	819円	1, 229 円	
		要介護 2	4, 417 円	442 円	884 円	1, 326 円	
		要介護 3	4, 761 円	477 円	953 円	1, 429 円	
		要介護 4	5, 083 円	509 円	1,017円	1, 525 円	
		要介護 5	5, 450 円	545 円	1,090円	1, 635 円	

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る通所リハビリテーション計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに通所リハビリテーション計画の見直しを行ないます。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所リハビリテーション従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100 となります。
- ※ 利用者に対して、その居宅と当該事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき利用料が 521 円 (利用者負担:1割 53 P、2割 105 P) 減額されます。
- ※ 地域区分別の単価(1級地 11.1円)を含んでいます。

4 その他の費用について

送迎費:利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。

加算	サービス	介護報酬額	ご利用者様負担額		頁
	提供区分		1割	2 割	3 割
理学療法士等体制強化加算	要介護度	333 円	34 円	67 円	100円
リハビリテーションマネジメン	による	6,582円(6月以内)	659 円	1, 317 円	1, 975 円
ト加算ロ	区分なし	3,030円(6月超)	303 円	606 円	909円
生活行為向上リハビリテーショ					
ン実施加算 (適応の方のみ)		13, 875 円	1,388円	2, 775 円	4, 163 円
通所リハロ腔機能向上加算(Ⅱ)		1,776 円/1 回につき			
ロ(適応の方のみ)		(計2回まで)	178円/1回	356 円/1 回	533 円/1 回
科学的介護推進体制加算		444 円	45 円	89 円	134 円
通所リハ送迎減算		-521円 /片道につき	-53 円	-105円	-157円
通所リハ短期集中個別リハ加算		1221 円/1日につき	123 円	245 円	367 円

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担 ァ 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービ 額(介護保険を適用 ス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 する場合)、その他の ィ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月〇日までに利用者あてお届 費用の請求方法等 け(郵送)します。 ② 利用料、利用者負担 ァ サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合の 額(介護保険を適用 うえ、利用者指定口座からの自動振替を行います。 する場合)、その他の ィ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししま 費用の支払い方法等 すので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必 要となることがあります。)

利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所リハビリテーション計画」を作成します。なお、作成した「通所リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「通所リハビリテーション計画」に基づいて行ないます。なお、「通所リハビリテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 通所リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 金指佳希

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。そ

の場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性·····直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族 に関する秘密の保持 について	 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 						
② 個人情報の保護について	 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。) 						

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 心身の状況の把握

指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所リハビリテーションの提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所リハビリテーション計画」の 写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面 またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供等の記録

- ① 指定通所リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 提供した指定通所リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。 災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(本田祐士)
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

16 衛生管理等

- ① 指定通所リハビリテーション護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、 衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ァ 提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付ける ための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】

(事業者の担当部署・窓口の名称)

担当職員:金指佳希

東京都北区滝野川 7-17-8 03-3949-8000

受付時間 9:30~17:30

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日		
-----------------	---	---	---	--	--

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所 在	地	東京都北区滝野川 7-17-8	
	法人	名	碓井クリニック	
	代表者	名	本田祐士	
	事 業 所	名	碓井クリニック	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	ED ED